

## 第183回藤沢市都市計画審議会

日 時 2023年(令和5年)5月31日(水)  
午前10時  
場 所 本庁舎5階 5-1会議室

1 開 会

2 成立宣言

3 議事録署名人の指名

4 議 事

議第1号 藤沢都市計画高度利用地区の変更について(藤沢市決定)  
(藤沢駅南口391地区)

議第2号 藤沢都市計画第一種市街地再開発事業の決定について  
(藤沢市決定)  
(藤沢駅南口391地区第一種市街地再開発事業)

議第3号 藤沢都市計画地区計画の決定について(藤沢市決定)  
(藤沢駅南口391地区地区計画)

報告事項1 藤沢市立地適正化計画の改定について

5 そ の 他

6 閉 会

事務局 定刻となりましたので、第183回藤沢市都市計画審議会を開催いたします。

本日は大変お忙しい中、藤沢市都市計画審議会にご出席賜りまして、誠にありがとうございます。

まず初めに、開会に当たりまして、計画建築部長の三上よりご挨拶申し上げます。

三上部長 皆さん、こんにちは。本日は藤沢市都市計画審議会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。令和5年度としては最初の審議会になりました。今回、人事異動などに伴いまして、新たな委員さんにもお越しいただいておりますが、後ほど紹介は事務局からさせていただきますと思いますが、今後ともよろしく願いいたします。

また、市民委員の方々におかれましては、今回で2年間の任期が満了されるということになってございます。これまで2年間、ありがとうございます。また、今日も審議会がございまして、よろしく願いいたします。

さて、本日は、昨年度から都市計画提案の内容で、手続に則りまして当審議会の方にご報告等させていただきました、藤沢駅南口391地区の再開発事業の都市計画決定変更の3案件でございます。また、それに加えまして、藤沢市立地適正化計画の改定についての報告、合わせて全部で4件ということになってございます。

委員の皆様からは多方面からご意見をいただきまして、本市のよりよい都市計画のためにご審議をいただきますよう、よろしく願いいたします。

事務局 それでは、これより審議会に移らせていただきますが、まず初めに、新しい委員さんのご紹介をさせていただきます。

小田急電鉄株式会社の小川委員に代わりまして、同じく小田急電鉄株式会社の宮原賢一委員に就任いただいております。

それでは、宮原委員より、お一言頂戴したいと思います。よろしく願いいたします。

宮原委員 ただいまご紹介いただきました、小田急電鉄の宮原でございます。ちょうど4月に小川と交代しまして、交通企画部長ということで拝任いたしました。今回参加させていただきます。

私は、この前の直近の4年間は、箱根登山鉄道というグループ会社におりまして、小田原・箱根地区で、観光ですとか、そういった事業を営んだ経験がございますが、その前は東京都内の小田急線の複々線化、ご存じだと思いますが、あの事業に携わっておりまして、あの事業は東京

都の連続立体交差事業という都市計画事業と一緒にやっていた事業でございまして、そういった経歴を有しております。鉄道事業者、交通の関係の事業者といたしまして、藤沢市の都市計画につきまして、微力ながら何かお役に立てればと思って参っております。どうぞよろしく願いいたします。

事務局

ありがとうございました。

また、市議会からの選出委員に変更がございますので、ご紹介させていただきます。

総務常任委員会委員長の平川和美委員です。

それでは、平川委員より一言頂戴したいと思います。よろしく願いいたします。

平川委員

皆様、こんにちは。このたび、藤沢市市議会総務常任委員会委員長を拝命いたしました平川和美でございます。どうぞよろしく願いいたします。この会議につきましては初めての出席になりますので、また1年間、分からないことも多いと思いますが、しっかりと勉強しながらやっていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願い申し上げます。

事務局

ありがとうございました。

続きまして、建設経済常任委員会委員長の大矢徹委員です。

それでは、大矢委員より一言頂戴したいと思います。よろしく願いいたします。

大矢委員

皆さん、お疲れさまです。今、平川委員からありましたように、5月22日に臨時会がありまして、その場で各委員会の委員長、副委員長が決まりました。私、建設経済常任委員会の委員長になりましたので、何年かぶりにはなりますけれども、また都市計画審議会のメンバーとして、いろいろ皆さんと意見交換させていただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

事務局

ありがとうございました。

次に、本日は公務によりご欠席ですが、4月の人事異動に伴いまして、関係行政機関の委員として、神奈川県藤沢土木事務所所長佐藤亮一委員に参画していただいております。また、神奈川県藤沢警察署署長阿部勇委員ですが、公務により都合が合わず、本日は代理出席として、小野交通課長に出席していただいております。新たにご参画いただく委員を含めまして、委員の皆様方には、藤沢市の都市計画について、ご審議並びにご指導を、今後ともよろしく願います。

それでは、審議会の進行方法についてご説明いたします。

ご発言の際は事前に挙手をしていただくようお願い申し上げます。

また、ご発言の際には、委員の皆様には職員がハンドマイクをお持ちいたします。

続きまして、議決方法等についてご説明いたします。

会長が議案について異議の有無をお諮りしまして、異議がない場合に可決または承認する旨を宣言していただきます。

また、委員の皆様には、異議及び反対がある場合のみ、挙手をお願いいたします。

ここまでの説明で質問等がございましたら挙手をお願いいたします。よろしいでしょうか。

いらっしゃらないようですので、それでは、これより改めまして審議会を進めさせていただきますが、本日は、野村委員、相澤委員、水落委員、金井委員、谷口委員、梶田委員、稲垣委員、佐藤委員におかれましては、欠席との連絡を事前にいただいております。

次に、本日使用いたします資料等のご確認をさせていただきます。

(資料の確認)

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

事務局

よろしければ、お手元の次第に従い、進めさせていただきます。

次第2、本日の都市計画会議の成立についてご報告申し上げます。

藤沢市都市計画審議会条例第6条により、審議会の成立要件といたしまして、委員の2分の1以上の出席が必要とされております。現在の委員の定数は20名でございます。本日は12名の委員の方にご出席をいただいておりますので、本日の会議が成立いたしましたことをご報告申し上げます。

続きまして、本日の議事でございます。

本日は、付議案件3件、報告事項1件を予定しております。

まず、議第1号「藤沢都市計画高度利用地区の変更について」、議第2号「藤沢都市計画第一種市街地再開発事業の決定について」、議第3号「藤沢都市計画地区計画の決定について」、報告事項1「藤沢市立地適正化計画の改定について」、以上4件となっております。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

事務局

続きまして、会議の公開に関してですが、本審議会は、藤沢市情報公開条例第30条の規定によりまして、原則公開としておりますが、会長、いかがでしょうか。

高見沢会長

本日も公開としております。傍聴の方はお見えでしょうか。

事務局

本日、傍聴の方は5名の方がございます。



は、市域及び広域における拠点的な商業・業務地として湘南の玄関口としても役割を高めながら、南北間の連携を強化した多機能回遊型の中心市街地を目指している地区です。

こちらは区域図でございます。赤く囲まれた部分が区域となっており、藤沢駅南口の駅前街区に位置し、北側はJ R 東海道本線に接しております。また、西側は都市計画道路藤沢駅鵜沼海岸線の南口駅前広場と一部重なっております。区域内には、竣工から50年以上が経過したフジサワ名店ビル、ダイヤモンドビル、CDビルの3棟の建築物が存在しております。

続きまして、航空写真でございます。地区周辺は土地区画整理事業によって駅前広場やそこにつながる道路等が整備されており、周囲には商業ビルが集積されております。本市は、本地区の目標の1つ目として、多くの市民及び来訪者にとって「安心・安全な市街地の形成」が重要であると考えております。J R 東海道本線沿いにあるフジサワ名店ビル及びCDビルは、本市が要緊急安全確認大規模建築物として耐震強度の低い建物であると公表しており、安全性を向上させることが課題であり、また、藤沢駅周辺における災害時の帰宅困難者の一時滞在施設の不足も課題として捉えております。

目標の2つ目としましては、「駅前交通環境の改善」が重要であると考えております。駅前広場周辺においては、歩行者、一般車、タクシー、バス等の動線が錯綜し、歩行者が歩道からはみ出す等満足な歩行者空間が確保されていないことを課題として捉えており、オープンスペースの確保、バリアフリー対策及び南北間の連携を強化することが重要であると考えております。

目標の3つ目としましては、「駅前再生の核となる都市機能の強化」が重要であると考えております。藤沢駅前のにぎわい、交流の創出に向けて、民間施設の建て替え、リニューアルを促進し、商業機能を中心とした本市都心としての都市機能の更新、充実を図ること、また、帰宅困難者対策機能として多目的ホール併設ホテルの誘導を図ることが必要であると考えております。本市としては、高度利用地区の変更、第一種市街地再発事業の決定、地区計画の決定を行い、本地区のこれら課題の解決を図り、高度利用することを目指しております。

ここからは議案ごとの法定図書の説明をさせていただきます。

こちらは、議第1号である高度利用地区の計画図となります。赤色のラインで示した部分が今回の区域となります。なお、図面に記載された①や②の数字については、それぞれの境界線の根拠を示したものであ

り、左下の表に番号間の境界を記載しております。

こちらは、高度利用地区で定める壁面の位置の制限を示した計画図となります。敷地西側の道路境界線から4メートル、敷地南側の道路境界線から2メートルの壁面後退を示しております。

こちらは、高度利用地区の計画書になります。定める事項としましては、面積、約0.5ヘクタール、建築物の容積率の最高限度、10分の95以下、950%以下ですね。建築物の容積率の最低限度、10分の60以上、600%以上、建蔽率の最高限度、10分の7以下、70%以下、建築物の建築面積の最低限度、2,000平方メートル以上及び、先ほど説明いたしました壁面の位置の制限となっております。

こちらは、高度利用地区の変更に当たっての理由書になります。本地区においては老朽化した建物の更新により耐震性の向上を図るとともに、商業、業務、宿泊等の機能集積により藤沢都心部の再生を牽引する都市機能の充実を図る。また、街区内の敷地の統合と駅前広場の一部再整備による都市基盤の機能更新とあわせた広場や歩行者空間の整備により南北間の連携や駅周辺における回遊性の向上を図る。さらに、駅前広場と一体的な空間整備により、湘南の玄関口、顔にふさわしい都市環境を創出する。そのため、本案のとおり、高度利用地区を変更するものです。

こちらは、高度利用地区の都市計画を定める土地の区域になります。追加する部分としては、藤沢市南藤沢地内となります。

続きまして、こちらは、議第2号である第一種市街地再開発事業の計画図になります。区域については、先ほど説明した高度利用地区と同様でございます。

こちらは、第一種市街地再開発事業で整備する公共施設を示した計画図となります。整備する公共施設につきましては、計画書に記載しております道路となっております。また、建築物の整備に関する計画については、計画書に記載のとおりであり、主要な用途は、商業、業務、宿泊です。

こちらは、第一種市街地再開発事業の決定に当たっての理由書になります。内容につきましては、先ほど説明しました高度利用地区の変更と同様でございます。第一種市街地再開発事業の都市計画を定める土地の区域についても、先ほど説明しました高度利用地区の変更と同様でございます。

続きまして、こちらは、議第3号である地区計画の計画図になります。区域については、先ほど説明した他の都市計画と同様でございます。

こちらは、区域内で整備する地区施設を示した計画図になります。地区施設は、広場1号、歩道状空地1号、2号、歩行者通路1号、2号を定めます。

こちらは、地区計画の計画書となります。地区計画の目標については、「1 地域の防災基盤となる安心・安全な市街地の形成」、「2 基盤施設の再編による駅前交通環境の改善」、「3 駅前再生の核となる都市機能の強化」、「4 駅前の顔や地域の活力を創出する街並みの形成」です。

区域の整備、開発及び保全に関する方針としましては、土地利用の方針、地区施設の整備の方針、建築物等の整備の方針を定めております。

土地利用の方針としましては、本地区は、都市拠点にふさわしい複合的な都市機能の集積と良好な市街地環境の形成を目指し、土地の高度利用により、商業・業務、宿泊機能等の多様な機能の導入を図るとしております。

地区整備計画については、地区施設の配置及び規模、建築物等に関する事項を記載しております。

こちらは、地区計画の決定に当たっての理由書になります。内容につきましては、先ほど説明した他の都市計画と同様でございます。地区計画の都市計画を定める土地の区域についても、先ほど説明しました他の都市計画と同様でございます。

ここまでが議案ごとの法定図書の説明となります。

ここからは、前回報告からの主な手続について説明いたします。

今年3月の本審議会において、公聴会における公述意見の要旨と市の考え方を報告させていただき、3月15日から4月14日にかけて神奈川県との法定協議を行い、神奈川県知事から、「異存なし」との回答をいただいております。その後、4月17日から5月1日まで、都市計画の案の縦覧を行ったところ、1人の方から3通の意見書の提出がございました。意見書につきましては、各都市計画の案につき1通となっており、いずれも反対の意見となります。

こちらは、高度利用地区の変更に対する意見書の要旨となります。「理由書には、『本地区においては、老朽化した建物の耐震化の促進が喫緊の課題であること、3棟が各々に建設され接続されたことにより共用部が重複していることなどから、健全な利用がなされていない状況にある』と記載されています。しかし、『老朽化した建物の耐震化の促進が喫緊の課題であること』から、直ちに『健全な利用がなされていない状況にある』とは言えません。実際CDビルは老朽化した建物の耐震化の課題を抱えておりますが、多くのテナントが入り営業を展開しており、十分に



健全な利用がなされています。本事業はCDビルの関係者、ひいてはテナントの営業をないがしろにし、一方的に耐震化の選択肢を奪うものです。CDビルについては、本事業の対象地区から除外していただきたい。」という意見でございました。

市の見解につきましては、「本都市計画案は、複数の敷地に区分された土地を集約し、既存建築物の重複した共用部を統合し、高度利用するとともに、老朽化した建物の更新により、耐震性の向上を図り、藤沢都心部の再生に必要なにぎわい、交流を牽引する商業・業務施設及び宿泊施設等の機能を集積し、道路、広場、歩道状空地、歩行者通路等を整備することで、多くの市民、来訪者の利便性の向上に資することを目指しております。特に当該計画案は、高度利用地区として、建築物の敷地の統合を促進し、小規模建築物の建築を抑制するとともに、建築物の敷地内に有効な空地を確保することにより、用途地域内の土地の高度利用と都市機能の更新を図るものとしております。また、当該地区における交通については、歩行者・自転車・自動車動線が輻輳していることから、広場及び歩道状空地を確保し、歩行者の安全性を向上させるとともに、誰でも利用できる駐輪場やバス乗降場の整備などを行うことで、藤沢駅南口の交通広場の機能向上に寄与するものと考えています。これらの理由から、当該計画案の区域から土地の一部を除くことは、本都市計画の目指す姿を達成できないものと考えています。」という見解でございます。

こちらは、第一種市街地再開発事業の決定に対する意見書の要旨となります。「CDビルは、テナントの営業継続を考慮して耐震補強を検討しており、CDビル関係者で耐震補強に向けた合意形成を行ってまいりました。本事業はそのような合意形成をないがしろにし、耐震補強の選択肢を一方的に奪うものです。また、本事業には手続上の問題（反対意見を意図的にないがしろにする）があります。当該都市計画提案を受けた市は、都市計画の決定または変更をする必要があるかどうかを判断するに当たり、藤沢市都市計画の提案に関する規則第8条第5号に基づき、土地所有者等に十分な説明が行われ、基本的な理解が得られていることを総合考慮事由の一つとして考慮しなければならないとされています。しかし、これまで反対者に対して十分な説明や基本的な理解獲得に努めてきたとは言えず、藤沢市においても反対意見を十分認識しながら反対意見には極力触れず、ここまでの手続が進んできました。本事業は関係者の財産権に大きな影響を及ぼすため、十分な合意形成のもとに進められるべきものであることから、今回の手続上の問題を看過することはできません。」という意見でございました。

市の見解につきましては、「本件については、提案者から法令に定められた都市計画提案を受け、本市が評価を行い、都市計画決定及び変更をする必要があると判断しております。藤沢市都市計画の提案に関する規則第8条第5号に基づく、本市判断の評価項目の一つである『周辺住民等との調整』とは、『土地所有者等』及び『周辺住民』の両方から提案の趣旨、必要性について基本的な理解を得られていることです。『土地所有者等』から基本的な理解が得られていると評価した根拠については、提案時の同意状況で判断しております。なお、『周辺住民』から基本的な理解が得られていると評価した根拠については、提案者が開催した説明会の実施状況等で判断しております。本市としては、これらの判断から、基本的な理解を得られていると考えております。」という見解でございます。

こちらは、地区計画の決定に対する意見書の要旨となります。「本提案は、周辺住民への説明会の説明のみがなされ、市の評価項目である周辺住民等との調整において、基本的な理解は得られている旨の評価がなされています。本提案は土地所有者等への説明及び基本的な理解を得よう努めたものとは言えず、また、本提案には土地所有者等への説明に関する調書及び土地所有者等への説明のために使用した資料が添付されておらず、さらには、市の判断において土地所有者等への説明会の説明及び基本的な理解を得ているか否かについて考慮がなされていないという問題があります。このように手続上の問題があるにもかかわらず、都市計画決定がなされ、反対しているCDビルまで対象になることは到底受け入れられません。」という意見でございました。

市の見解につきましては、「本提案は、基本的理解を得られるよう周辺住民だけでなく、土地所有者等も対象とした説明会を提案者が開催しております。また、都市計画提案者からは、土地所有者等に対し、機会を捉えて説明するとともに都市計画提案の同意を求める際には、提案内容を書面により郵送していることを確認しております。藤沢市都市計画の提案に関する規則第8条第5号に基づく、本市判断の評価項目の一つである『周辺住民等との調整』とは、『土地所有者等』及び『周辺住民』の両方から提案の趣旨、必要性について基本的な理解を得られていることであり、これらを考慮して判断しております。『土地所有者等』から基本的な理解が得られていると評価した根拠については、提案時の同意状況で判断しております。なお、『周辺住民』から基本的な理解が得られていると評価した根拠については、提案者が開催した説明会の実施状況等で判断しております。本市としては、これらの判断から、基本的な理解を

得られていると考えております。」という見解でございます。

以上が意見書の要旨と市の見解の説明でございます。

本市といたしましては、先ほど市の見解について説明したとおり、本都市計画案は、本地区のまちづくりに必要不可欠なものであり、引き続き手続を進めてまいりたいと考えております。

最後に、今後の予定でございますが、本日の審議会において議決をいただいた上で、6月中に告示を行いたいと考えております。

以上で、「藤沢駅南口391地区に関する都市計画の決定、変更について」の説明を終わらせていただきます。

高見沢会長            ありがとうございます。それでは、事務局の説明が終わりましたので、ご意見、ご質問がありましたら、挙手をお願いいたします。

奥野委員             奥野と申します。本日の説明によると、前回、公聴会というんですか、結構CDビル等を中心に理解がいまひとつみたいな状況説明だったと思うんですけれども、今回、これでいくと、説得が進んでいるというか、順調にいつているという感じにこぎ着けてきたということと理解していいわけですか。

事務局                今回は、前回、公聴会の時には、公述の申出として6名の方が申出されて、5名の方が実際に公述されたんですね。そのときにCDビルの関係者の方は4名だったんですけれども、今回の都市計画の案の縦覧のときに出せる意見書については、先ほど説明したとおり、CDビルの関係者の方1名からの意見書の提出があったという形にはなるんですが、ただ、これをもって理解が得られているというふうに判断はしておりません。今後も事業について機会を捉えてしっかりと説明して、今後、事業の実施計画段階に進んでほしいと本市としては考えております。

奥野委員             素人っぽく言えば、でも、やっぱり、前の方に向かっていよねという認識を持っていていいということですかね。

事務局                まだ都市計画の決定の段階ではありますが、本市としては、前に進んでいるという気持ちではいるんですけれども、やっぱり相手があることですので、相手も、ただただ反対しているというわけではなくて、いろいろ考えるところがあるところでは認識しておりますので、やはり本市としては今後も説明を尽くしていきたいと思っております。

高見沢会長            そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。この審議会でも何度も報告を受けたり、議論したりしてきまして、やっとここまで来たということですが、本日の時点でさらに何かご意見があればご発言いただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

それでは、特にこれ以上ご意見がないと判断しまして、採決に入りたい

と思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、議第1号から議第3号について、審議会としまして、審議会からの意見は特になしということで、原案どおり可決することによりよろしいでしょうか。ご異議のある方は挙手をお願いいたします。

( 異議なし )

高見沢会長 皆さん、異議なしということですね。それでは、異議がないようですので、特になしということで可決することといたします。ご審議ありがとうございました。

以上で議第1号から議第3号の審議を終わります。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

高見沢会長 続きまして、報告事項1「藤沢市立地適正化計画の改定について」、事務局から報告をお願いします。

事務局 それでは、報告事項1「藤沢市立地適正化計画の改定について」説明いたします。説明に当たりましては、スクリーンで行わせていただきます。なお、資料2-1はパワーポイントを印刷したもの、資料2-2は、現在の藤沢市立地適正化計画の概要版となっております。

今回の改定につきましては、藤沢市立地適正化計画が平成29年3月に策定されてからおおむね5年が経過したことによる施策の実施の状況についての調査、分析及び評価を行ったこと、都市再生特別措置法の改正により立地適正化計画に新たな事項が追加されたこと、災害ハザードエリアの変更に伴う見直しが必要になったことです。これらの内容を現計画に反映し、令和5年度末に改定を行いたいと考えております。今回の報告につきましては、計画策定からおおむね5年が経過したことによる施策の実施の状況について、調査、分析及び評価を行いましたので、その内容について説明いたします。

まず、立地適正化計画の制度についてです。立地適正化計画は人口減少社会等に対応するため、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、住民が公共交通によりこれらの生活利便施設等にアクセスできることを目指した「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の考え方で持続可能なまちづくりを推進することを目的に制度化されました。

本市においては、藤沢市都市マスタープランにある将来都市像、「自立するネットワーク都市」を実現するため、多様化する市民生活や産業活動を支え、都市の文化や産業の創出、発信を担う場である6つの都市拠点や身近な暮らしの充実に向け、都市サービス、交流等を集積する13の地区拠点などを要素として将来都市構造を構築しております。この将来

都市構造の各拠点の区域と誘導すべき施設や居住に対する考えを区域図として具現化したのが藤沢市立地適正化計画になります。

なお、将来都市構造図と立地適正化計画の区域図は、資料2-2にも掲載しておりますので、後ほどご確認いただければと思います。

また、本計画では、目的を達成するために基本的な方針を定め、その区域を設定しております。立地適正化計画という制度は、人口減少社会を見据え、人口の動向に合わせて市街地の拡大を抑制し、緩やかに集約していくことを目的の一つとしております。しかしながら、本市では、令和32年においても、おおむね現在の人口が維持されると推計されております。このことから、本計画では、市街地を集約することなく人口密度を維持することとし、各拠点を中心に居住環境の維持、充実を図る区域として居住誘導区域を設定しております。

加えて、各拠点における都市機能の誘導・維持を図る区域として、都市機能誘導区域を設定しております。

また、津波浸水想定区域などの災害ハザードエリアを明確にし、避難計画等の防災情報や被害想定等の周知を行い、大規模自然災害に対する安全性の向上を図る区域として防災対策先導区域を設定しております。なお、防災対策先導区域については、藤沢市が独自に設定した区域となります。

続いて、各区域設定の考え方について説明いたします。

居住誘導区域は、居住を誘導すべき区域として、現在の市街化区域のうち、工業専用地域や大規模緑地等のほか、災害ハザードエリアを除いて設定しております。そのため、市街化調整区域と災害ハザードエリアにつきましては、原則、居住誘導区域外になります。

都市機能誘導区域は、医療・福祉・商業等の都市機能を誘導、維持すべき区域として、6都市拠点及び各市民センター・公民館等を中心とした13の地区拠点を設定しています。

防災対策先導区域は、特に多大な被害が想定される津波浸水想定区域や土砂災害警戒区域などの災害ハザードエリアを設定しております。

次に、届出制度の概要について説明いたします。

本計画を定めることで、一定規模以上の建築等を行う際には、都市再生特別措置法に基づく届出を行う必要があります。この届出制度は、市が居住誘導区域外における住宅開発等及び都市機能誘導区域外における誘導施設の整備の動向を把握するために設けられました。

届出の対象となる行為は、1つ目の丸、「居住誘導区域外において3戸以上の住宅の建築を目的とする開発または建築を行う場合」などのほ

か、2つ目の丸、「都市機能誘導区域において誘導施設として指定されている施設を都市機能誘導区域外で建設する場合」となります。

計画策定以降の届出状況といたしましては、居住誘導区域外で3戸以上の住宅の開発行為または建築行為によるものであり、そのうち災害ハザードエリア内である沿岸部の防災対策先導区域内におけるものが半数以上を占めていました。また、都市機能誘導区域外における届出の実績はありませんでした。

なお、居住誘導区域外における届出を受理する際には、当該地が居住誘導区域であることを再周知しております。また、その場所が防災対策先導区域内である場合は、届出の提出機会を捉えて、該当する災害のハザードエリア内であることを周知するとともに、災害ハザード状況に配慮した計画にするよう事業者等に促しております。

本計画の目標について説明いたします。本計画の策定により必要な施設が必要な地域に誘導されるとともに、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを進め、少子超高齢社会が進行する中、人口規模を維持しつつ、商業や福祉といった生活サービス機能の維持向上を図り、持続可能な安定的な都市運営を目指すこととしております。

また、本計画の達成度を図るための指標を2つ設定しております。1つ目が、「居住誘導区域内の人口密度の一定の確保」として、市街化区域内におけるD I D、つまり、人口集中地区の割合としております。2つ目が、「最寄り駅まで15分圏域の人口割合の増加」を指標として設定しております。

指標1について報告いたします。達成状況としまして、居住誘導区域内の市街化区域内におけるD I Dの割合は、2010年が95.9%でしたが、今回算出した2016年は94.5%と微減となりました。

評価としましては、主に居住を誘導していない、工場や大学などが立地している地区を市街化区域に編入したため、市街化区域内におけるD I Dの割合は減少しております。

なお、これらの地区を除くと2010年の95.9%から割合に変更はなく、居住誘導区域内のD I Dのエリアは維持されております。

今回の評価を基に、今後は指標の算定における居住機能がない区域の取扱いについて検討を進めてまいります。

次に、指標の2について報告いたします。達成状況としましては、最寄り駅までの15分圏域の人口割合は、2014年が72%でしたが、2020年は74%と微増しています。

評価としましては、最寄り駅まで15分圏域の人口割合は増加している

ことから、最寄り駅へのアクセス性は向上し、それにより利便性も高まっております。

今回の割合が増加した要因は、新たに乗合タクシー（のりあい善行）などが実施されたことによるものです。

なお、目標値と算出値に開きがありますが、目標値の達成に向けては、いずみ野線延伸や村岡地区における新駅設置を想定しているためです。

次に、目標を達成するために、本市や国などが実施している誘導施策について説明いたします。

本計画に記載している誘導施策は6つあり、市が行う施策として、①津波避難に対する支援、②基幹的な公共交通サービスレベル等の維持・向上、③藤沢型地域包括ケアシステムの推進、④公有地等の有効活用、⑤都市拠点・地区拠点の整備等と、加えて、国等が行う施策として、財政・金融上の支援制度となります。それぞれの施策や取組内容については、次ページ以降でご説明いたします。

市が行う施策の1つ目は、減災・防災対策を目的として記載している「津波避難に対する支援」です。津波避難施設整備に対する補助や津波避難路に敷地が接する民間建築物に対する耐震診断等について必要な支援の検討などを挙げております。

取組内容としましては、津波避難施設整備に対する補助の実施や、津波避難路沿いの建築物の耐震に関する補助の実施などがありました。

今後の検討事項として、施策担当課の建築指導課では、「津波避難路沿いにある倒壊した際に道路の過半を閉塞する可能性がある木造住宅は、令和3年度現在で50軒以上あることから、さらなる耐震化の促進が必要であると捉えている。」としております。

こちらは、藤沢市津波避難計画に記載している津波避難路になります。津波避難路沿いの建築物の耐震に関する補助を実施することで、建築物の耐震化を促進し、減災・防災対策としております。

2つ目は、交通ネットワークの形成を目的として記載している「基幹的な公共交通サービスレベル等の維持・向上」です。藤沢市交通アクションプラン等に基づく公共交通の整備や藤沢市道路整備プログラム等に基づく都市計画道路の整備を挙げております。

取組内容は、乗合タクシーの導入や善行長後線の令和6年供用開始に向けた整備などです。

今後の検討事項として、施策担当課の道路整備課では、「都市計画道路の事業進捗に伴う道路整備プログラムの見直しが必要であると捉えている。」としております。

こちらは、地域公共交通の乗合タクシー、「のりあい善行」の路線図になります。「のりあい善行」は、善行地区東部の公共交通の利用環境を改善するために実施されたもので、地域が主体となって運行を行っております。

3つ目は、地域コミュニティの維持・形成を目的として記載している「藤沢型地域包括ケアシステムの推進」です。藤沢市立地適正化計画では、13地区拠点を中心とした、藤沢型地域包括ケアシステムの構築による地域で支え合う仕組みづくりを推進しており、地域の身近な居場所となる地域の縁側事業の推進や地域の総合相談支援機能の充実を挙げております。

取組内容は13地区に地域の身近な居場所となる地域の縁側を設置したことや、13地区にそれぞれを担当するコミュニティソーシャルワーカーを1人ずつ配置したことです。

今後の検討事項として、施策担当課の地域共生社会推進室では、「コミュニティソーシャルワーカーの維持・充実に向けた取組を検討する必要があると捉えている。」としております。

こちらは、藤沢市の地域の縁側の分布図になります。13地区に身近な居場所となる地域の縁側が設置されております。

4つ目は、都市機能の誘導・集約を目的として記載している「公有地等の有効活用」です。公共施設の再整備時における都市機能誘導の検討や公共施設の機能集約・複合化等により発生した余剰地等の有効活用を挙げております。

取組内容は、市庁舎等の再整備や藤沢公民館、労働会館等の再整備を行ったことなどです。

今後の検討事項として、施策担当課の企画政策課では、「公共資産の有効活用に係る手続等フローチャートの活用事業化のとおり今後も進めていく。また、その中でトライアル・サウンディング制度や公共資産パートナーシップ提案制度を活用し、余剰地等の有効活用を図っていく必要があると捉えている。」としております。

こちらは、藤沢公民館・労働会館等複合施設、通称Fプレイスの例になります。都市機能誘導区域である藤沢地区拠点において、旧労働会館と旧藤沢公民館の機能を集約し、再整備した施設です。この施設は、旧労働会館の場所で再整備したことで、より利用しやすく、地域のコミュニティを生む場所となりました。

5つ目は、都市機能の誘導・集約を目的として記載している「都市拠点・地区拠点の整備等」です。藤沢駅周辺の再活性化や地区の拠点とな



る市民センター等の再整備などを挙げています。

取組内容は、藤沢駅北口デッキ等再整備や辻堂市民センター、善行市民センター等再整備などです。

今後の検討事項として、施策担当課の藤沢駅周辺地区整備担当では、「藤沢駅周辺の民間施設の機能更新の促進を図っていく必要があると捉えている。」としています。

本日付議いたしました「藤沢駅南口391地区」に関しては、まさにこの誘導施策の一つであり、藤沢駅周辺の活性化につながるものです。

こちらは、再整備をした辻堂市民センターと善行市民センターになります。各センターの再整備においても、都市機能の集約を図っております。

次に、国等が行う施策として、「財政・金融上の支援制度」です。こちらも、都市機能の誘導・集約を目的に記載しており、都市機能誘導区域に誘導すべき施設設置に対し、国と市が実施する財政支援等と都市機能誘導区域への都市機能の立地を促進するための税制上の支援制度を挙げております。

取組内容としては、先ほど説明した藤沢公民館・労働会館等複合施設を建設する際に国からの補助制度を活用したことです。

最後に、改定スケジュールについて説明いたします。

本日の都市計画審議会で、策定からおおむね5年経過による評価等を報告いたしました。次回の都市計画審議会では、都市再生特別措置法改正、ハザード情報の更新に伴う見直しについてご説明いたします。その後、藤沢市立地適正化計画の素案の報告、パブリックコメント、住民説明会の実施、藤沢市立地適正化計画の案の諮問を経まして、令和6年3月に改定したいと考えております。

以上で報告事項1「藤沢市立地適正化計画の改定について」の報告を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

高見沢会長

ありがとうございました。それでは、事務局の報告が終わりましたので、今後の審議に当たり、ご意見、ご質問などがありましたら、ご発言をお願いいたします。

中西委員

中西です。ご説明、ありがとうございました。

これから何回かあるということではあるのですが、今回の見直し、どの程度のをターゲットにしているのか、ちょっと伺いたいなと思ひまして。ハザードエリアの変更に伴う見直しというのはどこの自治体さんでも割とやっているといいますか、必要なことですがけれども、都市再生特別措置法の改正の内容の説明が今回なかったように思いますし、そ

れから、今の見直しがどれぐらい計画のほうに遡って変えるように考えられているのか。要するにちょっとした見直しなのか、それなりに大きく変えるような意見を申し上げていいのかということを知りたいのですが、その点、いかがでしょうか。

事務局

まず、改定の度合いというのでしょうか、本市においては、幸いにして人口動態というところは、今後20年後を見据えても、現在の人口規模とさほど差が出ない、ほぼ同規模を維持できるという状況になっておりますので、大幅改定というイメージではないのかなと考えております。やはりその一方で、ハザード情報の更新されたもの、それから、新規に策定されたもの、いわゆる想定される災害規模が計画のものから最大規模に変わったことによって、やはり居住誘導区域というものの維持が変わってくるというところで注視したいという形で考えております。ちょっと説明させていただきました指標等も、検証の仕方というところで少し課題が見えましたので、そういったところを中心に改定を進めていきたいと考えております。

中西委員

ありがとうございます。ご趣旨、分かりました。その上で、私も指標は今後どうなるのかなと思いがらの説明があったので、この場で感想だけ述べさせていただきたいのですけれども、説明の資料2-1のスライドとしては8枚目、持続可能なまちづくりの目標についての指標を2つお示しいただいていまして、改めて見て、面白いなといいますか、扱いをどうするのだろうなと思って、その後にもちょっと課題が出てきているというふうに言われたとおり、それが見えている部分があるかなと思うのです。例えば指標のあえて2つ目の方なんかは、これは人口を誘導するというよりは、人口に対して、どう公共交通をリーチさせるかという方を中心に見た指標ということですよ。ぱっと見ると、こんなに人口を動かすような指標なのかなと思ったんですが、説明を聞いていると、そうではなかった。ただ、そのときに90%以上というのはなかなか大きい指標で、最初に作られた時にどれぐらい実現性といいますか、できる見込みをちゃんと計算されたのかなというのは、改めて伺いたいなというところがあります。

同様の観点で、上の居住誘導区域内の市街化区域内におけるD I Dの割合ですね、これも既に数字は挙がっているんだけど、それは市街化区域の扱いによるものだよということではあるんですが、こちらはあまり施策として誘導しにくいような気もするんです。指標として見た場合。だから、これはどっちかという現状を把握する指標であって、政策としてこれに届かせるために努力する指標にいま一步なっていない

のかなという気がいたします。交通政策を頑張ると、上の指標は実は結構下がっちゃうかもしれないなというふうに思っています。というのは、D I Dの外に人が増える可能性もありますので、そのあたりの関係みたいなものは、そもそも作られた時に議論があったのか、あるいは独立でこれぐらいにしたいよねという感じで設定されたのかとか、そのあたりはご説明いただければと思います。なぜかという、今後の指標を少しいじるとすれば、そのあたりが課題になるかと思ったからなんですけれども、可能な範囲でご説明いただければと思います。

事務局

指標の数値、まず、こちらの居住誘導区域内の人口密度の一定の確保というところで、策定当初の最新の数値というところで採用させていただいておまして、今、新しい将来人口推計がちょうど出たところなのですが、それ以前のもを見ましても、やはり20年後を見据えた時に、現状と同規模程度の人口が維持できるというところで、まず、そのところを目標値にしたということになります。立地適正化計画の目的の一つである、都市を集約していくという考え方に対しまして、本市としましては、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるというまちづくりが重要であるとの考え方から、こういった指標の取り方をしたというのが一つあるかと思えます。

あと、交通の方につきましては、考察のところでも述べさせていただきましたとおり、湘南台から平塚大神地区に向かってのいずみ野線の延伸と、今、大船駅、鎌倉と藤沢市の市境のところでの新駅の設置を想定して、やはり目標値が高いという話はいただくこともあるのですけれども、そこを目指して設定させていただいたというところがございます。

中西委員

ご説明ありがとうございます。そのようなところだろうなというふうに推察はしておりますし、藤沢市のように人口にこのご時世に珍しくあまり心配しなくていい市域では、そういう意味では恵まれているのだと思いますけれども、だからこそ、効率的なまちになるべく近づけるという努力もあると、もっと先に対して、いいものが残るかなというふうにも思いますので。何を言いたいかという、指標1が結構難しいよなと思っているのですが、せっかくの見直しの機会ですので、こういった市街地構造を目指すのか議論して、それが反映できるような指標をどう取れるかというのをぜひご検討いただければと思います。

以上です。

高見沢会長

具体的にはどんなような指標がありますか。

中西委員

具体的な指標は難しいのですけれども、少なくとも現在の指標の1については、今、総量のご説明だったのですが、実はこの指標自体はかな

り構造が反映されるので、総量が同じぐらいだろうからこの指標も同じぐらいというような説明に聞こえたのですけれども、実際にそうなるのかなというのは疑問なので、少し考え方を整理する必要があるのではないかと考えています。

2つ目の最寄り駅まで15分圏内の人口割合の増加というのも、交通要因によるものと、それから、現状からの変化みたいなものと分けて捉えるぐらいの方がいいのかなという気がしています。やはり駅とか、公共交通へのアクセスの近さにどれぐらい人の割合がいるかというところがポイントになるかなと思いましたが、思い付くのはそんなところでは。

高見沢会長 これは本編というか、計画の中には、この数字だけがつると出ているだけなのか、その設定の意図か何かが文章で書かれていて、誤解がないようにというか、駅ができればもっと上がるはずだとか、そういうのが想定が書き加えられているものなのかどうか、どんな状態ですか。

事務局 あまり細かい内容のところは記載はありません。

高見沢会長 指標自体を考えるというのもあるし、説明の仕方というか、表現の仕方もあるかもしれないので、また検討過程で考えてみてください。ご意見、ありがとうございます。

その他、ございますか。

齋藤委員 齋藤でございます。今回の立地適正化計画ということで、具体的な内容としては、目標達成の誘導施策ということで、少し具体的なものが書かれているんですが、最終的な最後のところで具体的には善行地区でコミュニティバスをやっている、あるいは地域で地域の包括センターがあって、そこで具体的なことをやっているのですが、末端ですと非常に経済的なところから見ると厳しい状況にもかなりあるんですね。地域で目標達成の誘導施策をやっているのですが、そのときの経費といいますか、費用がかなり掛かっているということで、善行地区のバスなんかもかなり厳しい状況にもあるということも現実なんですね。

それとあと、藤沢型地域包括ケアシステムというのがあるのですが、そのところでコミュニティソーシャルワーカー、CSWとか何とかいうやつで、そういう方がいらっしゃるんですが、その方が来られるのは、各地域に週1回ぐらいしか来ていない。具体的に話してみても、まだ模索するばかりだということでお話を伺っているのですが、その地域の包括ケアシステムの推進ということなのですが、今後ともどういうふうなことを推進していくのか。ただ、ここのところにちょこっと書かれているのですが、この内容でやっていくのか、それともまた藤沢型の新しい

包括システムを考えているのかどうか、その辺をお願いいたします。

事務局

福祉部局の施策になりますので、事詳細まで私の方は把握はできていないのですけれども、いわゆるCSWさん、コミュニティソーシャルワーカーさんというのは、今、13地区に1人ずつということで配置がされている状況です。実際に地域の方から相談事は、特にこれというのはなく、何でも聞いておりました、例えば相談された方に必要な施策がこの課にあるという時はそちらをご案内したりということもあれば、日々、何でもない悩みを聞いたりとか、そういった活動をされていると聞いております。ただ、地域に1人だけというのがマンパワー的にも厳しいという課題があるというのは数年前からも聞いておりました、そういったところの改善策を今所管課している地域共生社会推進室の方でもいろいろ検討しているというところまでは把握しております。

また、地域包括ケアシステムというのは、国が言った時には、最初は高齢者の方を対象にしたシステムであるというところで発表していたのですが、藤沢市は先駆的に高齢者の方だけに限らず、誰に対してでも対応しているというシステムで、現在も推進していると聞いておりますので、今後の流れの推進の仕方を私の方で把握できていないのですが、そのような形になっております。よろしく申し上げます。

三上部長

もう一つ補足といいますか、都市計画的な意義がございまして、今回の立地適正化計画については、都市機能として福祉機能というものを都市計画でも考えていかなければいけない、この辺の整合性をどう考えるのかということがございました。その時、ちょうど今の地域包括ケアシステムの議論が進んでいる状況で、6年ほど前ですけれども、そちらの方と連携して、藤沢市の都市構造とそれから区域図というものを先ほど資料の中にもございましたが、その中で都市拠点と13の地区拠点がございまして、ここと合致する考え方を福祉としても持ったということで、これは、都市計画の根本の考え方に福祉機能というものを持っていてこうといった中では、今回が初めてではなかったかなというふうに思っております。その中では、小さなオレンジ色の丸が13ありますが、そこにCSW、ソーシャルワーカーを配置する機能をしっかり組み込んだところが、都市計画と福祉機能の考え方の整合性という中で、一つ進んだ考え方であったかなというふうに当時はございました。

以上でございます。

高見沢会長

齋藤委員、よろしいでしょうか。

齋藤委員

交通のシステムの方は。

三上部長

あともう一つ、交通の方ですね。齋藤委員おっしゃるとおり、善行地

区の方で、先ほどの説明の中にもございましたが、駅まで15分圏の拡大については、善行の乗合タクシーの拡大というものが大きく影響しているというところでもございました。ただ、乗合タクシーというシステムでもございますので、今現在、ハイエースというバンで運行しているという中では、限られた人数しか運べないということと、路線バスが走る、需要がないところで、さらに山坂が多く、移動が困難という中でスタートでもございました。ただ、この仕組みは、藤沢市も一定の運営に補助をしながら、さらに足りない部分について地域の方から寄附をいただいたりしながらやっていこうという仕組みでもございまして、これも藤沢市ではかなり独自の取組になってございまして、地域の方々が一緒に考えていく、むしろ主体になっていくという構図でもございます。もちろん、必要とする方に適切な資源を配分していくといえますか、必要な方に交通をどう考えていくのか、これを少ない資源の中でうまく効率的に考えるには、やはり地域の方にしっかり携わっていただく、ここに目的がございました。

ただ、これが、市全体に広がっていくかということ、担い手の方の数が少ないとか、そういったいろいろな問題もございまして、なかなかそれ以上進んでいかないということと、絶対的に需要がないという状況も見えたり、アンケートの中では、皆さん、乗るというアンケート結果になるのですけれども、実際に運行してみるとなかなか利用されないとか、そういったことも様々あって、どんどん広がっていくかということ、この仕組みも難しい状況であると考えております。ここについても、これで固定化するわけではなく、いろいろな技術的な革新もございまして、ICT技術等も踏まえて、今後、ブラッシュアップできればなというところでもございます。

高見沢会長

ありがとうございました。そのほか、いかがでしょうか。

私からコメントというか、感想というか。立地適正化計画の国土交通省のポンチ絵としては、真ん中に丸があって、公共交通がそこに向かうというような、はい、おしまいという感じの絵なのですけれども、今日お聞きした感じだと、結構先進的というか、面白いというか、狭い都市計画の枠ではなく、広い意味での市民がどう暮らすかという評価になっているなというふうにととても感心しました。それで、施設のこと、普通というか、一般的な計画書だと、単に誘導施設何とか何とかと書いて、はい、おしまいと、本当にこんな誘導して何の意味があるのかなと分からないまま、取りあえず書いておかないと困るので書いてあるというのが普通のレベルだと思うんだけど、それがかなり実質化して、誘

導施設の評価ということで、具体的な項目が挙がっていて、それが必ずしも都市計画セクションの仕事ではないとしても、ちゃんとヒアリングをして、連携、どこまでいっているかちょっと分からないけれども、説明を聞いた限りでは、本来あるべき立地適正化計画の方に向かっているというか、開拓しているというか、パイオニアになっているのではないかなという気もいたします。ということで、現在の計画書にはそこまでは書いていないですね。立地適正化計画の中に。書いてありましたっけ。CSWがいて、こういうのを考えているとか、施設名というのは並んで入れていると思うのだけれども、それによってどのような暮らしを実現するかというところまで文章はありましたっけ。

事務局                    そこまで細かい記載のほうは特にはないです。いわゆる地域のコミュニティの拠点となるというような大枠の言葉はありますけれども、先ほどお答えさせていただいた細かい話のところまではちょっと記載は。

高見沢会長                今回、見直して、書かなきゃいけないと私も言っているわけではないのだけれども、そのような背景をちゃんと評価しながら進めていくのはとてもいい方向だと思うので、意欲的にした方がいいというわけでもないのだけれども、そういうのを踏まえて見直せばいいなというふうに思いました。

事務局                    ありがとうございます。

高見沢会長                これもそうですね。津波避難路というのを、不勉強で申し訳ないのですが、私は初めて見まして、かつ何軒木造があるかとか、施策によってどれくらい改善されているかというのを書いてあって、特に驚いたというか、95軒実施して、1,088メートルのブロック塀が撤去された。津波のことだけのためにやっているのではないのだろうと思うのだけれども、このようなものもちゃんとうまく利用しながら実質的な災害対策先導区域の施策が評価できて、かつ、それが長期的な目標だけではなくて、ローリングで政策の評価を検証しながら、計画が進化していくというのはとてもいいことなので、今回、お聞きしてよかったというのが率直な感想です。

ということで、最後の年表でいくと、今回が2つあるうちの1個目というか、6年の評価をしていて、次回、ハザードの方の方針というか、具体的な計画の立て方ですか、実際には素案に近いものですかね、それをご報告いただいて、2回後には、全体を統合した立地適正化計画の素案を報告いただくということで、ぜひ期待しておりますというか、頑張ってやってください。

皆さんの方から特にいいですね。

あともう一個は、マスタープラン、結局、立地適正化計画は都市計画マスタープランの一部であるというか、要素であるということにはなっているんだけど、さっきのような13地区ごとにどうするとか、きめ細かなほかの施策との関連というのは、このプランの中からも、うかがい知れないような書き方になっているのですね。割と今の書き方というのは国交省的な書き方になっているのだけれども、これを見直すときには、やはり今のようなものをさらに入れ込んで、新しい都市計画のマスタープランにもなり得るし、藤沢の特徴としては、13地区というか、もともと合併前の町々が独立じゃないか、独特のというか、アイデンティティーのある区域になっていて、それを全体で計画するときの仕方というのが、今日の議論も含めて何かさらに見えてくると面白いと言うとちょっと失礼かもしれないのだけれども、非常にいいのではないかというふうに感想として持ちました。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

高見沢会長

では、立地適正化計画の件はこれぐらいにしまして、5番のその他でございます。委員の皆様からご意見、ご要望などございましたら、挙手をお願いいたします。特によろしいでしょうか。

それでは、なしということで、事務局にマイクをお返しいたします。ご協力、ありがとうございました。

事務局

ありがとうございました。次回、第184回藤沢市都市計画審議会の開催を令和5年8月31日（木曜日）に予定しておりますので、委員の皆様におかれましては、ご多忙のところ大変恐れ入りますが、よろしく願いいたします。

それでは、閉会に当たりまして、計画建築部長よりご挨拶申し上げます。

三上部長

本日も長時間にわたりましてご審議いただきましてありがとうございます。

今、最後に会長からお話があったとおり、都市マスタープラン、こちらも改定から大分時間が経ってございますが、こういった立地適正化計画のような、その都市マスタープランに非常に近い計画をつくったりということで、今までは都市マスタープラン一本でやってきたものが、だんだんそうではなくて、いろいろな関連計画が出てきておりますので、またそういったものも、逆に都市マスタープラン、おおもとなのですけれども、そのおおもとにそちらの関連の計画の方からフィードバックしたりして、またブラッシュアップしていくというようなことになりつつあるのかなというふうに思っております。今後またその点について



もこの場でご審議いただければと思っております。

それでは、以上をもちまして、第183回藤沢市都市計画審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。

午前11時20分 閉会